

## 6.2 専務理事の報酬等に関する内規 イ)

昭和 59 年 12 月 11 日理事会決

2001 年 4 月 17 日理事会改正決 イ)

2004 年 3 月 10 日理事会改正決 ロ)

第 1 条（総則） 専務理事の報酬等は本内規による。イ)

第 2 条（定年） 専務理事の定年は原則として満 63 歳とし、定年に達した日以後の最初の年の 5 月末日をもって任期とする。

ただし、理事会が特に必要と認めるときは、更に 1 期 2 年を限度として延長することができる。イ)

第 3 条（報酬） 専務理事の報酬は、年棒 9,600,000 円以下とし、会長が定める。ロ)

ただし、事務局職員が専務理事を兼務する場合は、専務理事としての報酬は支払わない。イ)

第 4 条（退職慰労金） 専務理事の退職慰労金は、支払わない。ロ)